

学校法人群馬育英学園は文部科学省から寄付金募集について「税額控除に係る証明書」及び「特定公益増進法人であることの証明書」の交付を受けています。

税制上の優遇措置

学校法人群馬育英学園への寄付金は、確定申告により税制上の優遇措置を受けることができます。

(ア) 個人の寄付

①「税額控除制度」

$$\begin{aligned} (\text{寄付金額} - 2,000\text{円}) \times 40\% &= \text{寄付金控除額} \\ &\text{年間総所得金額等の40\%限度 (寄付金額)} \\ &\text{所得税額の25\%を限度 (寄付金控除額)} \end{aligned}$$

②「所得控除制度」

$$\begin{aligned} (\text{寄付金額} - 2,000\text{円}) \times \text{税率} &= \text{寄付金控除額} \\ &\text{年間総所得金額等の40\%限度 (寄付金額)} \end{aligned}$$

(イ) 企業・法人の寄付

一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、損金算入することができます。

$$\text{損金算入限度額} = (\text{資本金} \times 3.75/1,000 + \text{所得} \times 6.25/100) \times 1/2$$

(ウ) なお、確定申告には、別途発行される領収書と文部科学大臣の「税額控除に係る証明書」(税額控除の場合)、「特定公益増進法人であることの証明書」(所得控除の場合)が必要となります。